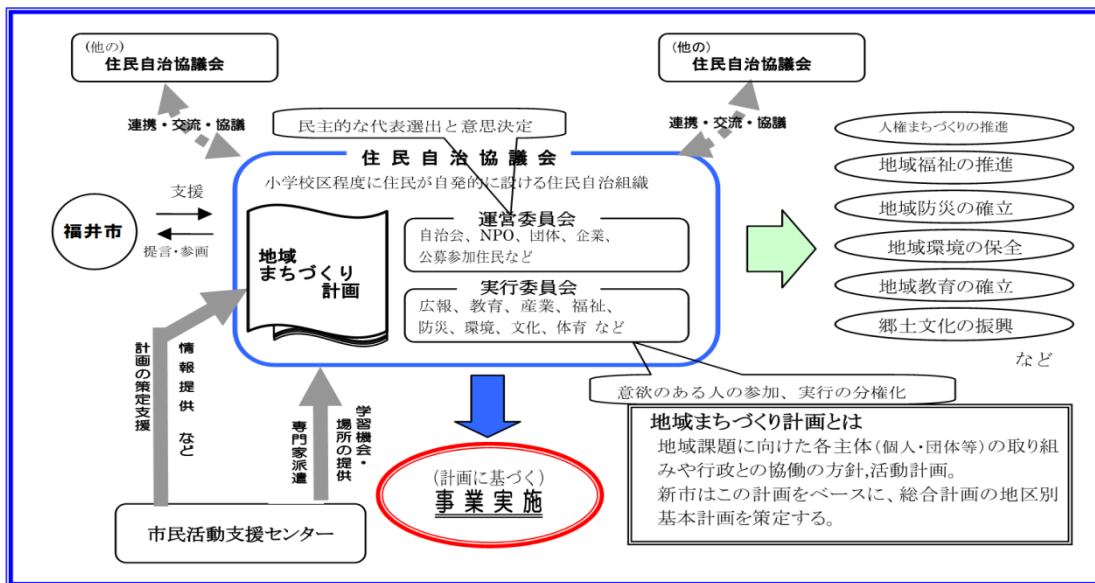




住みよい地域を、自分たち自身の手で育てるお手伝いをするため「住民自治研究会」(仮)を設立し、これからの住民、行政、議員の果たす役割について皆さんと
考え、提案していきます。

伊賀市の住民自治協議会イメージ図



長野市住民自治協議会設立&活動マニュアルより抜粋～

4 住民自治協議会は何をするのか？

住民自治協議会は、まずは各種団体のネットワーク化を図り、各種団体が連携・協力し、活動していただく組織です。

- (1) 団体のネットワーク化 (2) 団体の相互補完

◆ 各種団体が実施している既存事業であって、役員の高齢化等により各種団体1団体では担いきれなくなった事業については、住民自治協議会の事業として、部会を構成する各種団体が相互補完し事業を継続することも考えられます。

「住民自治協議会」について

平成12年に地方分権一括法が施行され、今までのような中央集権型ではなく、地方がその地域にあった独自の自治を行っていくことが求められるようになりました。また昨年には、地域主権改革一括法が公布され、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを進めています。

そのような中、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化し、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例「自治基本条例」等を制定している自治体も多くあります。内容は、情報の共有や市民参加・協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、行政、議会等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画・審議会等への市民参加や住民投票など自治を推進する制度について定めています。条例の名称は自治体によって異なり、「まちづくり条例」や「行政基本条例」などさまざまです。現在もなお制定に向けて検討を行っている自治体がありますが、内容はさまざまで、課題もあるようです。

私が注目しているのは、一部自治体（長野市、上野市等）で設置を制度化している「住民自治協議会」です。

地域での活動が困難になる前に、これらの主体的な取り組みを継続的かつ発展的に行っていくような仕組みを構築することを研究していきます。